

平成 30 年(2018 年)6 月 29 日

甲賀市選挙管理委員会

委員長 平 尾 照 子 様

甲賀市情報公開審査会

会長 遠 藤 幸 太 郎

情報公開決定に係る審査請求について（答申）

平成 30 年 5 月 10 日付け甲選管第 39 号で諮問された事項について、下記のとおり甲賀市情報公開審査会としての意見をまとめましたので答申します。

記

第 1 審査会の結論

甲賀市選挙管理委員会委員長が、平成 30 年 4 月 12 日付け甲選管第 10 号で、「甲賀市の白票水増し問題を受け、市が 3 月に実施した職員アンケートの回答用紙全て」に関する行政文書につき非公開決定をしたことは、結論において妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、甲賀市情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 29 日付けで、選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「甲賀市の白票水増し問題を受け、市が 3 月に実施した職員アンケートの回答用紙全て」に関する行政文書（以下「本件行政文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件行政文書として、同年 3 月 13 日付けで開票事務従事

者を対象に実施したアンケートの回答用紙の全てを特定し、平成30年4月12日付けで本件行政文書について非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) 審査請求人は、条例第15条第1項の規定により、平成30年4月26日付けで、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- (1) 非公開を理由に公表しないというが、そうしていることで甲賀市の不透明さが高まっている。
- (2) 個人の特定を盾に明らかにしようとしなないことは知る権利への挑戦、報道機関に対する侵害に他ならない。
- (3) したがって、開票事務従事者を対象に実施したアンケートの回答用紙全ての公開を求める。

第4 実施機関の説明要旨

- (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、3月13日付で開票事務従事者を対象に実施したアンケートの回答用紙の全てである。

- (2) 本件行政文書が甲賀市情報公開条例第6条第2号並びに第5号後段及びウに該当することについて

市職員に対して行われたアンケートについては、今後の選挙を適正に行うため、不適切集計の原因究明及び再発防止の観点からなされたものである。このアンケートには、職員の所属、氏名等が記載されており、個人を特定することが可能になること。また、このアンケートには、個人の率直な心情や意見が記載されており、公開することにより、個人の心情や意見が広く報道され、当該個人の権利利益を害するおそれがある。さらに、このアンケートを公開すると、今後、選挙管理委員会が実施するアンケート等について、公表されるのではないかという疑念が生じ、率直な意見の提供が阻害され、原因究明及び再発防止に向けた取り組みに支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、3月13日付で開票事務従事者を対象に実施したアンケートの回答用紙の全てである。当該回答用紙は、回答者の氏名等の回答者の基本情報と選挙に関する調査項目に関する選択式と記述式の設問で構成されている。また、アンケート調査を行うに当たり、その依頼文において「調査票に記載いただいた内容については、この度の不祥事に関する事実関係を検証するために、皆様からお伺いするものであり、その他の目的でその内容を利用するものではありません。また、誰がどのような回答を行ったかについても公表はいたしませんので、必ず回答をしていただくとともに、ありのままに記載をお願いします」と職員に伝えている。なお、アンケートの集計結果については、ホームページ等で公表されている。

(2) 条例第6条第2号に該当することについて

ア 実施機関は、本件行政文書については、職員の所属、氏名等が記載されており、個人を特定することが可能になること、また、このアンケートには、個人の率直な心情や意見が記載されており、公開することにより、個人の心情や意見が広く報道され、当該個人の権利利益を害するおそれがあると説明している。

イ 条例第6条第2号では、個人に関する情報であって公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあるものを非公開情報とする一方、同号ウにおいて公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、例外として公開するとしている。

ウ 本件アンケート調査は記名を前提として行われたものであり、回答の中には回答者の率直な心情や意見が記載されているものもある。

それぞれの回答者にすれば、これらの内容を知られたくないと思うのが通常であり、これらは職員のプライバシーに関わる内容であるといえる。

また、このような職員のプライバシーに関する内容は、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に該当するともいえない。

エ したがって、このような職員のプライバシーに関わる内容については、

公開することにより、職員個人の権利利益を害するおそれがあるといえるので、条例第6条第2号に該当するといえる。

(3) 条例第6条第5号後段及びウに該当することについて

ア 実施機関は、このアンケートを公開すると、今後、選挙管理委員会が実施するアンケート等について、公表されるのではないかという疑念が生じ、率直な意見の提供が阻害され、原因究明及び再発防止に向けた取り組みに支障を及ぼすおそれがあると説明している。

イ 条例第6条第5号後段では、市等が行う事務に関する情報であって、公開することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを非公開情報としている。また、同号ウでは、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるものを非公開情報としている。

ウ 本件アンケート調査は、白票水増しが行われた背景を明らかにすることにより、その原因を究明するとともに、今後の再発防止に向けた取組を行うため実施されたものである。

原因究明及び再発防止を適切に実施するためには、白票水増しが行われてしまった当時どのような状況にあったか等について調査し、その内容を正確に把握する必要があるが、正確な事実を把握するためには職員の忌憚のない率直な意見の提供が必要不可欠である。

本件アンケート調査は、当時の状況がどのようなであったかについて職員の忌憚のない率直な回答を期待してなされた調査であり、その回答が公になるとすれば、職員は今後の調査に対し協力することに躊躇し、その結果このような調査によって正確な事実を把握できなくなるおそれがある。

また、今後、本件以外の調査が必要とされる事案において、実施機関が行う調査依頼に対しても、職員から協力が得られなくなることにより、正確な事実の把握が困難になり、適切な対応ができなくなるおそれがある。

一方で、アンケートの集計結果については、回答を行った職員が特定できない形でホームページ等において公表されている。

エ したがって、原因究明及び再発防止に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められるので、条例第6条第5号後段に該当するといえ

る。

オ なお、実施機関は、条例第6条第5号ウに規定する調査研究に係る事務に該当するとも主張しているが、原因究明及び再発防止に関する調査については、同号ウに規定する調査研究に係る事務にはあたらないといえるため、条例第6条第5号ウには該当しない。

(4) 部分公開の可否について

条例第7条第1項では、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分について公開しなければならないとしている。

当該アンケートに記載されている情報は、職員の所属、氏名等の情報及び率直な心情、意見等のプライバシーに関する情報であることから、いずれも個人に関する情報であること、また、本件アンケート調査は、(3)ウに述べたような性質を有していることから、一部のみを区分して部分公開することはできない。

(5) 小括

よって、本件行政文書については、条例第6条第2号及び第5号後段に該当することから実施機関が行った本件処分は結論において妥当である。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。